**平成２３年（フ）第５４２号**
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目49番地９
破産者　小山内トモ子
１　決定年月日　平成24年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第６８１１号**
東京都葛飾区鎌倉２丁目20番６号　ロイヤルパークＢ―303、開始決定時の住所東京都東村山市野口町１丁目27番地３　ハイツ蔵205
破産者　酒井　章雄
１　決定年月日　平成24年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７２０３号**
大阪府八尾市南木の本８―137　セジュール八尾南205号、住民票上の住所大阪府八尾市永畑町２丁目２番21号
破産者　行光　正浩
１　決定年月日　平成24年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２１２７号**
福岡市南区長丘４丁目６番22号
破産者　永松　幸樹
１　決定年月日　平成24年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第３６号**
京都府福知山市昭和新町162番地
破産者　中塚　浩二
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２１年（フ）第３２７２号**
福岡市東区箱崎３丁目36番30―605号、旧住所福岡市東区箱崎５丁目11番２―806号
破産者　味曽野広志
１　決定年月日　平成24年３月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３０９０号**
福岡県太宰府市国分１丁目７番46号
破産者　藤木　俊一
１　決定年月日　平成24年３月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２０５号**
神奈川県鎌倉市西鎌倉４丁目17番10号
破産者　荒井　克史
１　決定年月日　平成24年４月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３７１号**
川崎市多摩区生田４丁目４番22号
破産者　松崎　　巌
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第６６６号**
川崎市幸区南加瀬３丁目28番26号
破産者　高村　信之
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 債権者集会招集

**平成２３年（フ）第１２５号**
愛知県安城市城南町１丁目18番地21
破産者　有限会社サワダ
１　期日　平成24年４月23日午後３時45分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年４月３日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 特別清算開始

**平成２４年（ヒ）第２号**
栃木県佐野市葛生東３丁目１番13号
清算株式会社　島田木材工業株式会社
清算人　嶋田由紀子
１　決定年月日　平成24年３月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２４年（ヒ）第２号**
岐阜県各務原市那加長塚町１丁目143番地
清算株式会社　株式会社くるま娯楽部
代表清算人　和田真梨子
１　決定年月日　平成24年３月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所

## 特別清算協定認可

**平成２４年（ヒ）第２号**
徳島市八万町大坪275番地１
清算株式会社　株式会社ティオ運送
代表清算人　溝端　浩人
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　用語の定義
⑴　共益的債権
清算会社の解散日（同日を含む。）以降の原因によって生じた債権で、清算会社が清算結了するまでに要する共益目的の費用をいう。
⑵　優先債権
清算会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。
⑶　一般債権
協定債権のうち、共益的債権及び優先債権に該当しない債権をいう。
２　弁済に関する通則的事項
本協定案に定める弁済は、原則として、清算会社が、各協定債権者より指定を受けた銀行口座宛に振り込む方法により支払う。この場合、振り込み手数料は清算会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の前日までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理弁護士の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所（大阪市中央区北浜３丁目２番12号北浜永和ビル５階）においてこれを行うものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。
３　換価の期限
清算会社は、清算会社が特別清算開始決定の日に有する資産で、平成24年３月23日時点で換価未了であり、今後換価作業を要する別紙換価資産目録記載の各資産を、本協定の認可決定の確定日から１年以内に換価する。
４　本協定の効力発生の時期
本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。
第２　共益的債権及び優先債権の取扱い
共益的債権及び優先債権は随時、全額を弁済する。
第３　一般債権の取扱い
清算会社は、一般債権につき、以下のとおり支払う。
⑴　弁済日
清算会社が特別清算開始決定の日に有する全ての資産を換価（放棄を含む。）した日（以下「換価終了日」という。）又は本協定の認可決定が確定した日の、いずれか遅い日の属する月の翌々月の末日限りとする。